

## 平成30年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習実施要項

### 1 目的

この講習は、教育職員免許法の規定に基づき、教育職員に対し、一種免許状取得に必要な単位を修得させるとともに、教育職員の資質の向上を図ることを目的とする。

### 2 主催

和歌山県教育委員会

### 3 講習の期間及び会場

第Ⅰ期 平成30年7月26日(木)、27日(金)

和歌山県立情報交流センターBi g・U(田辺市新庄町3353-9)

第Ⅱ期 平成30年8月23日(木)、24日(金)、25日(土)

和歌山県民文化会館(和歌山市小松原通1丁目1番地)

※一部、和歌山県公館(和歌山市和歌浦中三丁目1070番地の3)で実施

養護教諭 平成30年8月9日(木)、10日(金)

平成30年8月23日(木)、24日(金)

東京医療保健大学雄湊キャンパス(和歌山市東坂ノ上丁3)

### 4 開設科目及び受講定員

別表「平成30年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習開設科目一覧表」のとおりとする。

### 5 時間配当

第Ⅰ期 教職に関する科目(生徒指導の理論及び方法)

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
7/26	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
7/27		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮、レポート

第Ⅱ期 教科に関する科目(社会)

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
8/23	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
8/24		演習①②		演習③④		演習⑤⑥		演習⑦、レポート

※当該科目は8/24のみ和歌山県公館及びその周辺で実施(当日の和歌山県公館への自家用車の乗り入れは禁止する。公共交通機関等を利用するなどして自己の責任において集合すること。)

教職に関する科目(道徳の指導法)

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
8/24	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
8/25		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮、レポート

養護教諭 養護に関する科目(看護学)

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	8:50~9:00	9:00~10:30		10:40~12:10		13:10~14:40		14:50~16:20
8/9	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
8/10		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮、試験

養護に関する科目(健康相談活動の理論および方法)

日程	説明	第1時限	休憩	第2時限	昼休憩	第3時限	休憩	第4時限
	9:10~9:20	9:20~10:50		11:00~12:30		13:20~14:50		15:00~16:30
8/23	初日のみ	講義①②		講義③④		講義⑤⑥		講義⑦⑧
8/24		講義⑨⑩		講義⑪⑫		講義⑬⑭		講義⑮、レポート

## 6 受講対象者

県内の小学校・中学校・義務教育学校（特別支援学校の小学部及び中学部を含む。）に勤務する教育職員のうち、各相当免許状が二種免許状である者及び県内で勤務する養護教諭又は養護助教諭であって、各相当免許状が養護教諭二種免許状である者。

受講定員に余裕がある場合は、上記以外の者についても受講を認める。

## 7 受講者の決定

受講者については、在職経験年数等を考慮し県教育委員会が決定する。また、定員に満たない場合は、県外の受講希望者及び単位修得を目的としない者であっても受講を許可する。

なお、受講希望者が少なく、講座の運営に支障が出るおそれのある場合は、当該講座の開講を取りやめることがある。

## 8 受講料

徴収しない。ただし、受講に要するテキスト代及び教材費等は、受講者の負担とする。

## 9 申込手続等

### (1) 提出書類

「平成30年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講申込書」（別記第1号様式）

### (2) 提出先

#### ・県内勤務者

ア 市町村立学校勤務者（学校組合を含む。以下同じ。）にあつては、学校長を通じて所管する市町村教育委員会に提出し、当該市町村教育委員会は、申込者を取りまとめの上、和歌山県教育庁学校教育局学校人事課に提出すること。

イ 県立及び国・私立学校勤務者にあつては、学校長から和歌山県教育庁学校教育局学校人事課に提出すること。

#### ・その他

県外勤務者にあつては、各都道府県教育委員会で行きとめの上、提出すること。

### (3) 提出期限

平成30年6月27日（水）必着

## 10 講習の欠席

講習の申込みをした後、やむを得ない事情により受講できなくなった者は、「平成30年度和歌山県教育委員会教育職員免許法認定講習受講辞退届」（別記第2号様式）を和歌山県教育庁学校教育局学校人事課に提出すること。

## 11 受講許可等の通知

(1) 市町村立学校勤務者については、市町村教育委員会を通じ、学校長に通知する。

(2) 県立及び国・私立学校勤務者については、学校長に通知する。

(3) 県外勤務者については、各都道府県教育委員会を通じて通知する。

12 単位の授与

各科目とも1単位である。各講義（演習）時間の5分の4以上出席し、試験又はレポート等による成績審査に合格した者に単位を授与する。

なお、免許規則上、既に取得済みの科目を受講しても単位は有効である。

13 その他

(1) 県内公立学校教員の受講に当たっての服務上の取扱いについては、職務専念義務免除扱いとする。

(2) 受講科目等については、受講許可の際に通知する。

14 問い合わせ先

〒640-8585

和歌山県教育庁学校教育局学校人事課任用・免許班

電話 073-441-3650

FAX 073-441-3664